

一般競争入札公告

社会福祉法人六高台福祉会の発注する「松寿園プライバシー保護改修工事」の一般競争入札について、次の通り公告します。

令和3年10月吉日
社会福祉法人六高台福祉会
理事長 正田 貴之

1. 入札内容

- (1) 入札件名 松寿園プライバシー保護改修工事
- (2) 工事場所 千葉県松戸市六高台2-19-2
- (3) 工事概要 設計図書及び別紙仕様書のとおり。
- (4) 工事期間 契約締結日から令和4年3月31日まで
- (5) 入札形式 立会形式（新型コロナウイルス感染拡大感染防止への配慮を行うこと。）
令和3年12月3日(金) 14時 入札

2. 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 予定価格 有（非公表）
- (3) 最低制限価格 有（非公表）
- (4) 入札保証金 無

3. 入札参加資格

- (1) 要綱第3条第2項に規定する入札参加資格については、次に掲げる方法により、可能な限り客観的な指標をもって設定するものとし、当該資格を明示するものとする。
- (2) 千葉県の建設工事等入札参加業者資格者名簿（工事）に登録されている企業及び会社であること、「最新の総合評定値（P）が、建築工事1300点以上のAランク」と定めるものとする。
- (3) 施設の運用を行いながらの工事の為、東葛北部福祉圏域以内にて過去15年以内に、特別養護老人ホーム施設運用中での改修工事の実績があり、安全の配慮が出来るものとする。
- (4) 入札の公告日から落札決定までの期間に千葉県の落札参加資格の停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 入札の公告日から落札決定までの期間に千葉県の契約に係わる暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等措置を受けていない者であること。
- (6) 設計図書及び仕様書の要求する事項について正確かつ確実に履行できる者であること。

4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 令和3年10月26日(火)から令和3年11月9日(火)まで。
- (2) 受付時間 9時から17時まで。但し、最終日のみ11時30分までとする。
- (3) 提出書類
 - ①一般競争入札参加資格確認申請書
 - ②千葉県建設工事等競争入札参加資格審査決定通知書の写し
 - ③建設業許可書の写し
 - ④改修工事の契約書（実績資料として）
 - ⑤会社案内
 - ⑥担当者名刺（電話又はe-mailが記載されていること）
- (4) 提出方法 入札参加希望者は、入札参加資格の確認できる資料を持参し提出すること。
- (5) 提出先 〒270-2203
千葉県松戸市六高台2-19-2
社会福祉法人六高台福祉会
特別養護老人ホーム松寿園
担当者：法人本部事務局 江草 久雄
電話：047-386-6357 FAX：047-387-8720
E-mail：egusa@rokkoudai.net

5. 一般競争入札参加資格確認通知及び設計図書の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、参加資格の有無について令和3年11月10日(水)にメール又は郵送にて通知する。
- (2) 入札参加資格が確認の上、業者に設計図書及び仕様書、入札書等書式をメール又は郵送により配布する。
- (3) 下記の各項目に該当する入札参加申請は無効とする。
 - ①入札参加申請書類に不備または虚偽の記載等があった場合。
 - ②提出書類の誤字・脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
 - ③所定の記名押印の無いとき。印影が不明瞭であるとき。
 - ④1社で2通以上の入札参加申請書を提出したとき。
 - ⑤明らかに談合によると認められるとき。
 - ⑥入札参加資格申請に必要な要件を満たしていないとき。

6. 設計図書等に関する質疑及び回答

- (1) 質疑提出期限 令和3年11月22日(月)17時まで
- (2) 質疑提出方法 法人担当にメールにて提出
- (3) 回答日 令和3年11月25日(木)
- (4) 回答方法 すべての質疑を集計したものを全参加者へメールにて送付

7. 入札執行の日時等

- (1) 入札日時 令和3年12月3日(金) 14時
- (2) 入札会場 千葉県松戸市六高台2-19-2
社会福祉法人六高台福祉会
特別養護老人ホーム松寿園 会議室

8. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札をした者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内で入札をした者がいない場合は、再度入札を実施する。(再度入札は2回まで)
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、交渉による随意契約を行うものとする。随意契約の相手方となることができる者は、再度入札に参加した者とする。ただし、再度入札において無効の入札を行った者は、随意契約の相手方となることができない。随意契約の相手方となることを希望する者から見積書を提出させ、見積書が入札予定価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積もりをした者を契約の相手方とする。
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2社以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。その場合の本くじを引く順番を決める予備くじは、五十音により早い名称の者から行うものとする。
- (5) 参加者が1社の場合は、予定価格の範囲内であれば落札者とする。

9. 入札にあたっての注意事項

- (1) 参加者は入札日に、一般競争入札参加資格確認決定通知書を持参すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札書は必要事項を記入、押印のうえ提出用封筒に入札書のみを入れ、封をして裏面に割り印すること。
- (5) 初度入札における落札者は入札金額内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額内訳書を後日提出すること。
- (6) 開札は令和3年12月3日(金)14時入札後、理事立会の下、開封し直ちに行うこと

とする。

- (7) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (8) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。
- (9) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
 - ①入札に参加する資格のない者がした入札
 - ②電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ③不備な入札金額内訳書を提出した者がした入札
 - ④談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑥入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑦次にあげる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - ⑧前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (10) その他
 - ① 入札を公正に執行することができないと認められた時は、入札を執行しないことがある。
 - ② 一度提出した入札書の手換え、引換え、撤回はできない
 - ③ 入札時には、当法人の理事、監事、評議員が 1 名以上立会うものとする。

10. 契約方法等

- (1) 本契約の締結は当法人の理事会で承認を受けた後とする。
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
契約の履行については、発注者の指示に従うとする。
- (3) 落札決定から本契約までの間に自治体の入札参加資格の停止の措置を受けたものは、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする）。
- (4) 契約書の作成は落札者が行うものとする。

11. 支払条件

- (1) 支払は、工事完了月の翌月（令和 4 年 4 月末日）、契約金額一括振込とする。

12. その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書等の作成及び提出要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 入札参加者は入札後、この公告、設計図書及び仕様書等について異議を申し立てることはできない。
- (3) コロナ禍の状況を鑑み、施設居住のご利用者様の移動を最小限に抑え、工事期間中にしっかりとした感染症対策をとること。
- (4) 本見積に関して、カーテンレール・家具（吊戸棚など）の撤去費及び補修費、残材の搬出費及び処分費を見積に含むこととする。